

(陳受5第24号)

住民投票制度をめぐる対応に関する陳情

受理年月日

令和5年9月26日

陳情者

陳情の要旨

令和5年7月4日から始まった「住民投票制度に関する有識者懇談会」は設置要綱の制定前に委員の人選が実質的になされるなど手続に関して重大な瑕疵が存在していると言わざるを得ず、本件については市議会総務委員会でも委員から問題提起がなされたところです。加えて、事務局である総合政策部は私どもが提出した陳情及び署名総数を委員に提供した資料から除外するなど十分な情報提供をせず、新村とわ委員による事実に基づかない発言を招いたことを深く憂慮しています。

武蔵野市議会は令和4年6月23日に「自治基本条例第19条の削除は必要ない」、「住民投票制度については、執行部から再提案がなされた際に改めて検討する」という方針を示されました。松下玲子市長は懇談会について住民投票制度の確立を目的とする旨を表明しており、時期や内容は未定とはいえ、いずれかの時期に住民投票条例案が市議会に上程されることは明らかなです。執行部は令和3年12月の市議会に住民投票条例案を唐突に提出し、各議員の皆様におかれましては短い間で結論を出さなければならず、大変悩み抜かれた末に採決に臨まれたものと拝察いたします。

逆説的ではありますが、ネットなどを通じて全国的な騒ぎとなり、テレビなどでも報道されたことで武蔵野市が住民投票条例を制定しようとしていることを知った住民は少なくありません。否決から2年弱、住民投票制度が必要か否か考える住民が増え、冷静に議論できる土壌が生じつつあると思料いたします。執行部は住民投票制度を住民参加の一環と位置づけていますが、そうであるならなおさら、論点整理に当たり、まず住民の意見を聞くことが最優先であるべきです。私どもは有識者懇談会に住民の意見を聞く場を設けるようお願いしてまいりましたが、残念ながら御検討すらいただけない状況です。二元代表制の一翼を担う市議会の皆様には、改めて執行部に住民意見を聞くよう働きかけていただくとともに、議員が住民から意見を聞く場、ひいては住民と議員、住民同士が議論して相互理解を深める機会を設けることも御検討いただきたく存じます。

以上のことより、武蔵野市議会に対し、下記事項について陳情いたします。

記

住民投票制度に関して、有識者懇談会などの場で幅広い住民の意見を聞く機会が設けられるよう執行部に働きかけるとともに、議員が住民の意見を聞いたり、住民と議員、住民同士が討議したりする機会を設けるべく検討すること。